

これまでの経緯

- (1) 平成17年7月 中海護岸等整備促進協議会（鳥取・島根合同）
 - ・「関係行政機関の協調のもと相互の連絡調整を密に行い、中海の護岸等の整備の促進を図ることを目的とする」協議会規約の確認。
 - ・過去の経緯（H7以降）の確認
 - ・近年の浸水状況の確認
 - ・中海湖岸堤高及これまでの工事履歴等の確認

- (2) 平成17年11月中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会
 - ・近年の浸水状況、湖岸堤防の管理区分の確認（両県部会時より詳細に）
 - ・現地確認

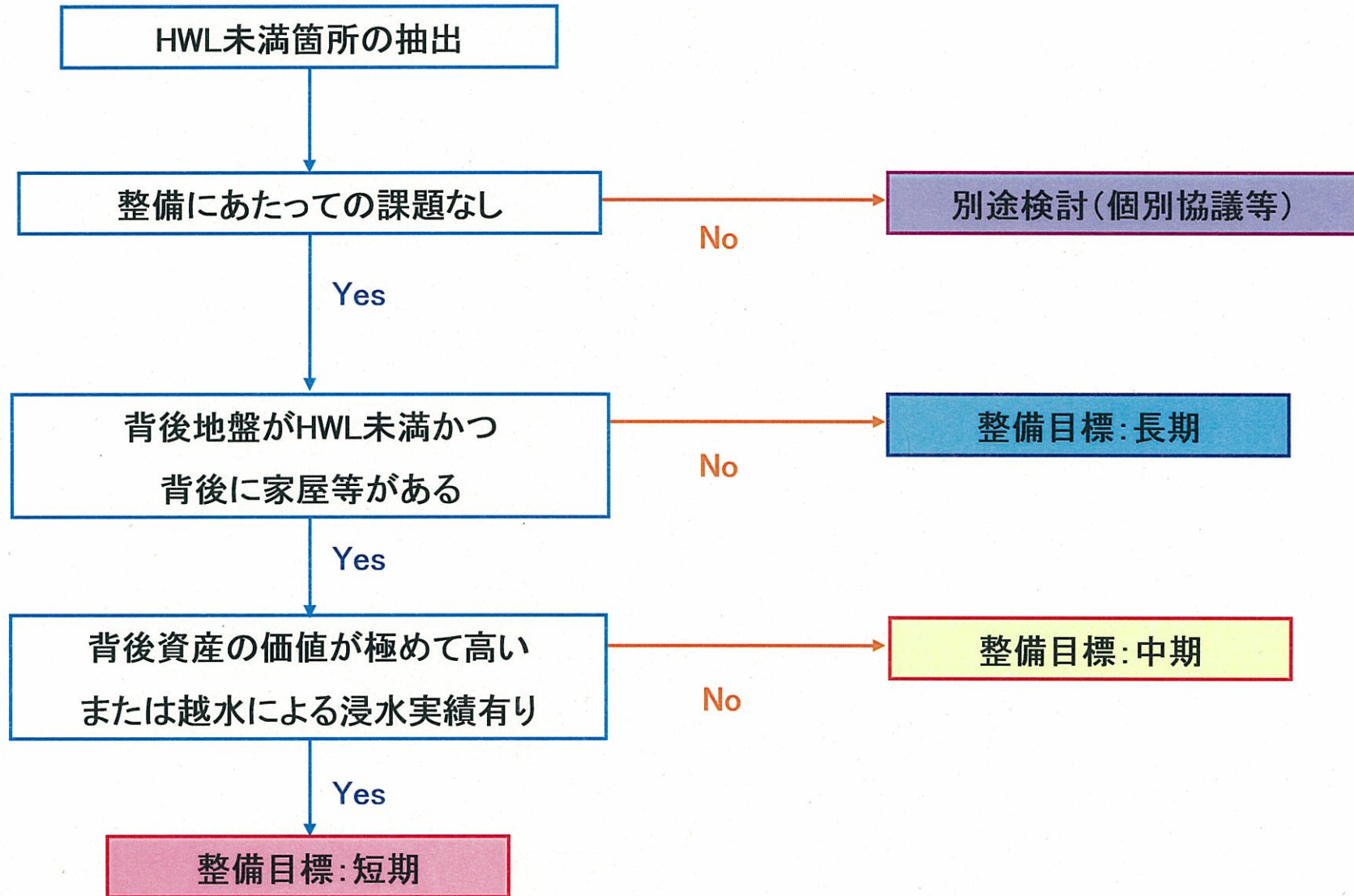
- (3) 平成17年11月中海護岸等整備促進協議会島根県部会
 - ・近年の浸水状況、湖岸堤防の管理区分の確認（両県部会時より詳細に）
 - ・現地確認

- (4) 平成18年10月中海護岸等整備促進協議会島根県部会
 - ・湖岸堤要整備箇所の確認及び整備目標（短期／中期／長期）の提示

- (5) 平成18年10月中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会
 - ・湖岸堤要整備箇所の確認及び整備目標（短期／中期／長期）の提示
 - 課題：整備の方法について各機関との調整を行うことを確認

要整備箇所の抽出

前回部会提示資料



要整備箇所における整備目標(案)

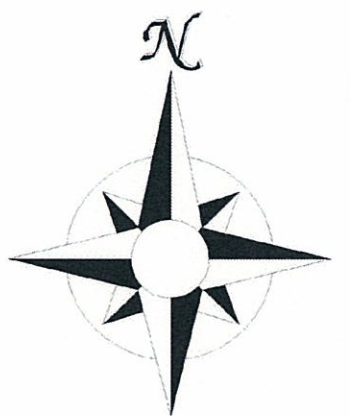
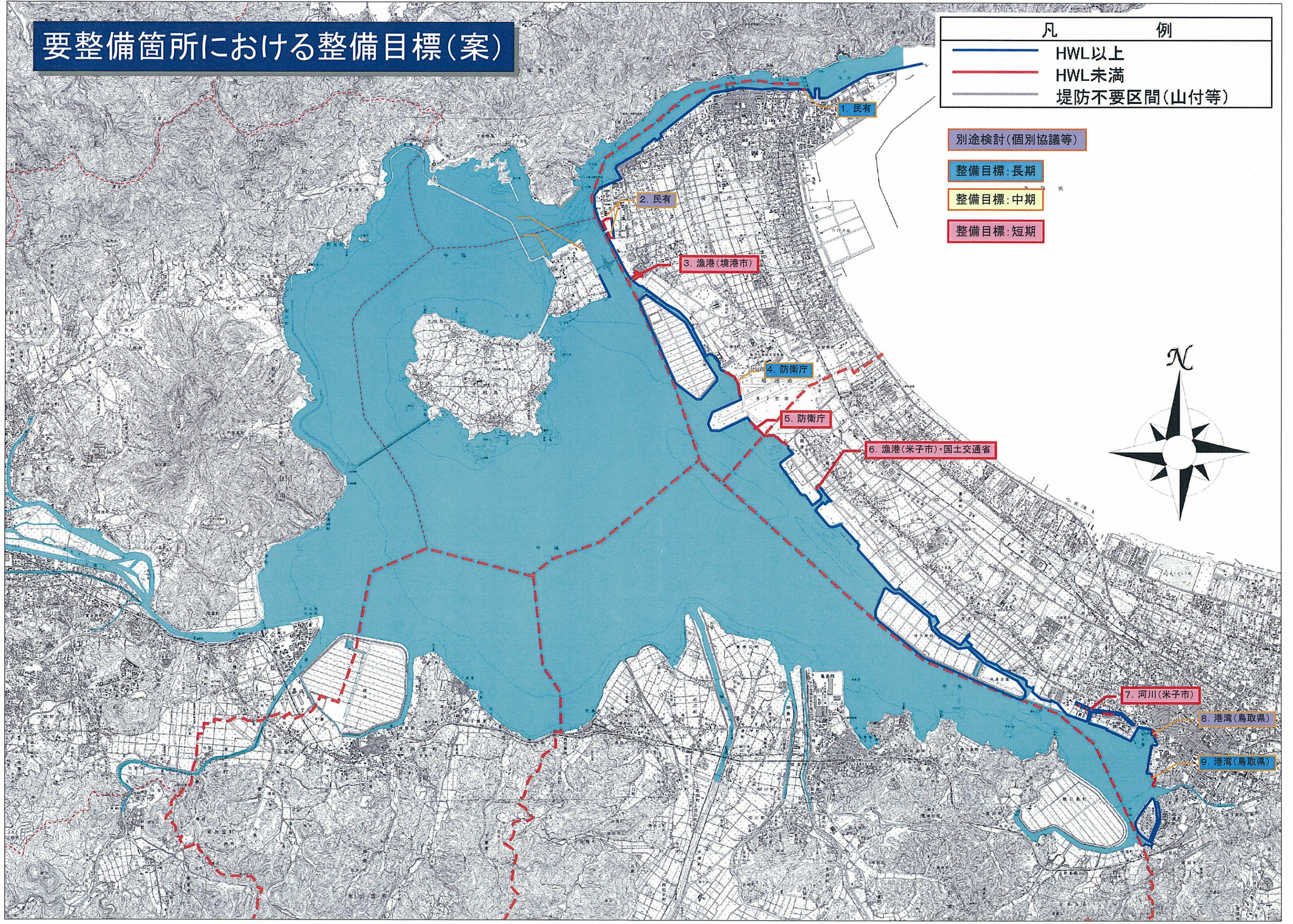
凡 例	
	HWL以上
	HWL未満
	堤防不要区間(山付等)

別途検討(個別協議等)

整備目標:長期

整備目標:中期

整備目標:短期



中海湖岸堤整備の基本的考え方(案)

- 整備目標Ⅰ
短期整備箇所** 湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所については、今後10年以内を目途に整備を推進する。
- 整備目標Ⅱ
中期整備箇所** 湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高HWL^{※1)}未満)であり、背後に家屋等がある箇所については、河川整備計画^{※2)}の対象として、整備を推進する。
- 別途検討** 地元調整／整備主体／管理主体等、整備に向けた課題の解決が必要な箇所等であり、今後も課題の解決に向けて引き続き調整を進める中で、整備の時期も決定する。

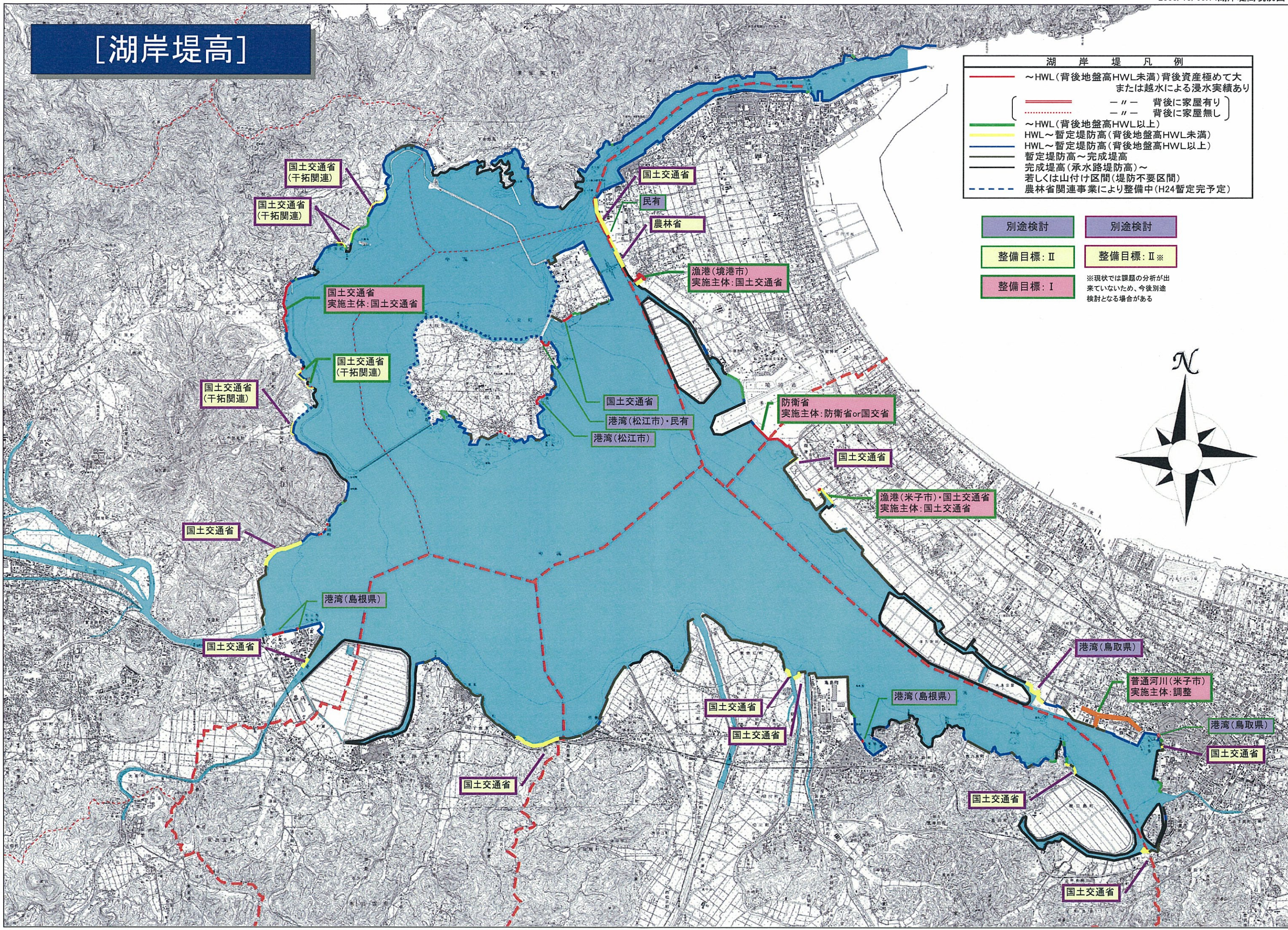
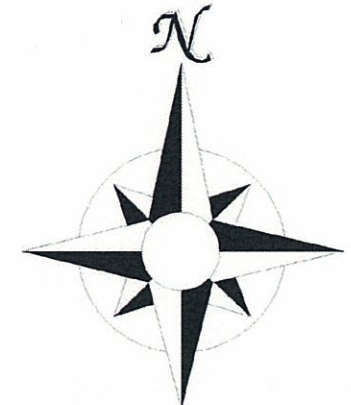
※1) HWLについては、国営中海土地改良事業の中止による条件変更に伴い、H.P.+1.44mからH.P.+1.30mに見直し。ただし、短期整備箇所については変更しない。

※2) 河川整備計画は、今後20～30年後の河川整備の目標を明確にするもの

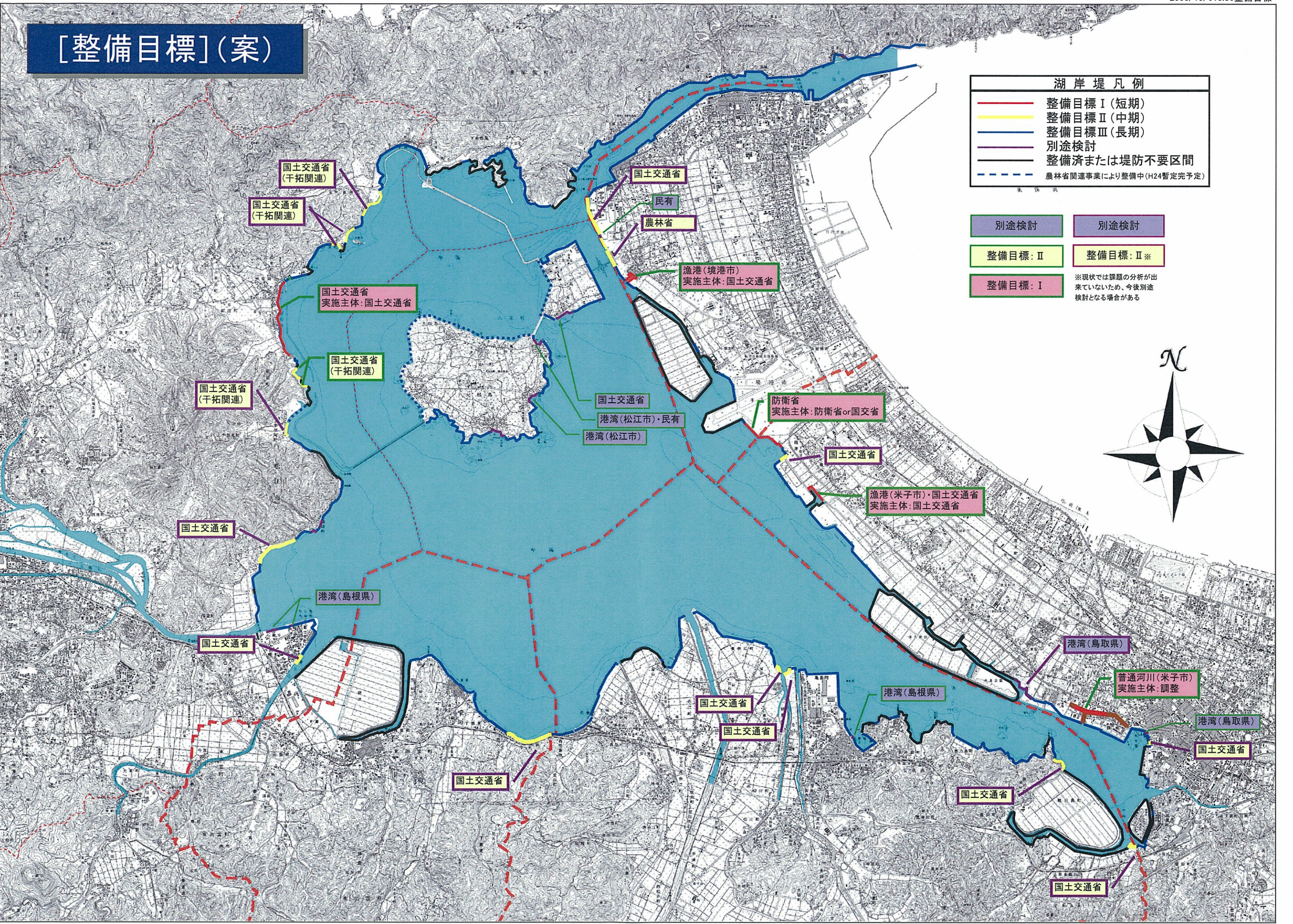
[湖岸堤高]

湖岸堤凡例	
— (Red dashed)	~HWL (背後地盤高HWL未満) 背後資産極めて大 または越水による浸水実績あり
- - - (Red solid)	背後に家屋有り
- - - (Black solid)	背後に家屋無し
— (Green solid)	~HWL (背後地盤高HWL以上)
— (Yellow solid)	HWL~暫定堤防高 (背後地盤高HWL未満)
— (Blue solid)	HWL~暫定堤防高 (背後地盤高HWL以上)
— (Black solid)	暫定堤防高~完成堤防高
— (Black solid)	完成堤防高 (承水路堤防高)~ 若しくは山付け区間 (堤防不要区間)
- - - (Blue dashed)	農林省関連事業により整備中 (H24暫定完予定)

別途検討	別途検討
整備目標: II	整備目標: II※
整備目標: I	※現状では課題の分析が 来ていないため、今後別途 検討となる場合がある

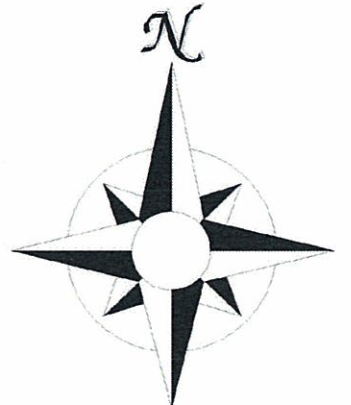


[整備目標] (案)



—	整備目標Ⅰ (短期)
—	整備目標Ⅱ (中期)
—	整備目標Ⅲ (長期)
—	別途検討
—	整備済または堤防不要区間
—	農林省関連事業により整備中 (H24暫定完了予定)

別途検討	別途検討
整備目標Ⅱ	整備目標Ⅱ※
整備目標Ⅰ	※現状では課題の分析が出来ていないため、今後別途検討となる場合がある



国土交通省 (干拓関連)

国土交通省 (干拓関連)

国土交通省 実施主体: 国土交通省

国土交通省 (干拓関連)

国土交通省 (干拓関連)

国土交通省

民有
農林省

漁港 (境港市)
実施主体: 国土交通省

国土交通省
港湾 (松江市)・民有
港湾 (松江市)

防衛省
実施主体: 防衛省 or 国交省

国土交通省

漁港 (米子市)・国土交通省
実施主体: 国土交通省

国土交通省

港湾 (島根県)

国土交通省

国土交通省

国土交通省

港湾 (島根県)

普通河川 (米子市)
実施主体: 調整

港湾 (鳥取県)

国土交通省

国土交通省

国土交通省

国土交通省

河川整備基本方針及び河川整備計画のフロー

旧制度

工事実施基本計画

内容⇒基本方針、基本高水、計画高水流量等
主な河川工事の内容

工事実施基本計画
の案の作成

河川審議会
(一級河川)

意見

工事実施基本計画
の決定

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容⇒基本方針
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

社会資本整備
審議会
(一級水系)

都道府県河川
審議会
(二級水系)

都道府県河川審議会
がある場合

意見

河川整備基本方針
の決定・公表

河川整備計画

内容⇒河川整備の目標
河川工事、河川の維持の内容

原案

意見

学識経験者
公聴会の開催等
による住民意見
の反映

河川整備計画の案
の決定

意見

地方公共団体の長

河川整備の決定・
公表

河川工事、
河川の維持

工事実施基本計画

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

2.河川工事の実施の基本となるべき

計画に関する事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量

3.河川工事の実施に関する事項

- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形等
- ・主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による主要な河川管理施設の機能

河川整備基本方針(長期的な基本方針)

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・流域及び河川の概要
- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- ・河川環境の整備と保全

2.河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量

河川整備計画(20~30年の具体的・段階的な計画)

1.河川整備の目標

- ・計画期間、対象区間
- ・治水安全度のバランス等を考慮した対象洪水流量
- ・計画期間中に確保する正常流量
- ・河川環境の整備と保全の目標

2.河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事、河川維持の目的、種類、施行の場所
- ・ソフト対策の実施内容、対策等

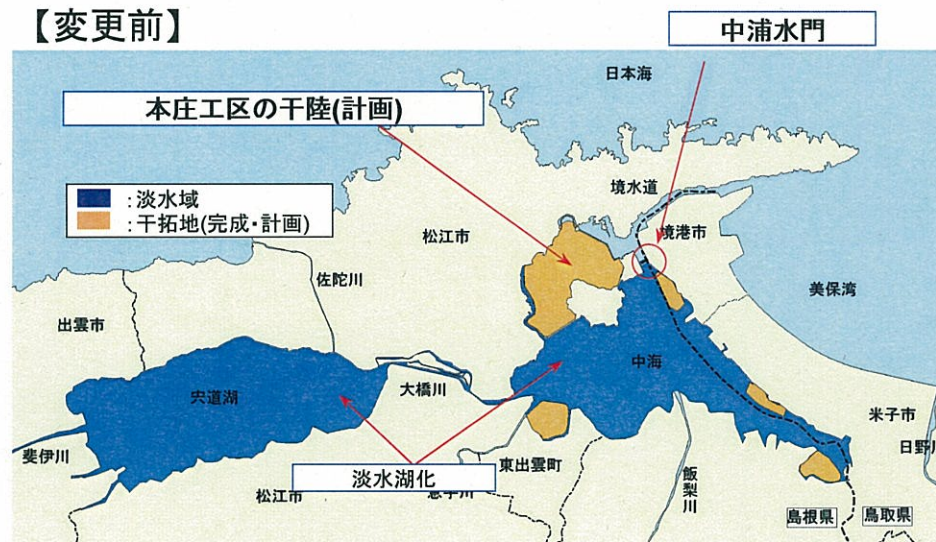
斐伊川水系河川整備基本方針の見直し(中海H.W.Lの変更)について

- 斐伊川水系においては、平成14年4月に河川整備基本方針を策定。(※計画高水位については工事実施基本計画を踏襲)
- その後、中海土地改良事業の中止が決定され治水計画の前提条件が大きく変更となったこと等に伴い、基本方針の見直しが必要。
- その際、中海の計画高水位については、本庄工区の干陸中止や中浦水門撤去などの条件変更により、H.P.+1.44mからH.P.+1.30mとなる。

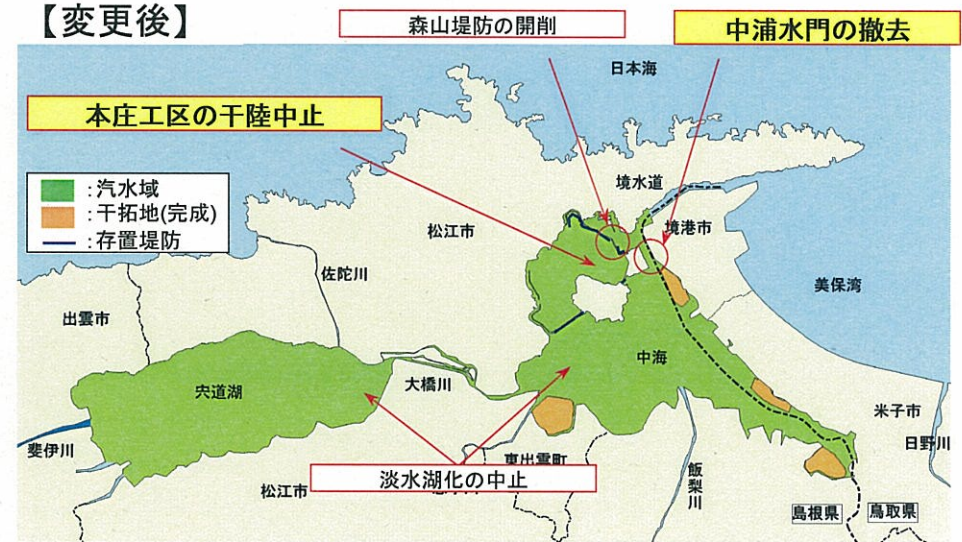
斐伊川水系河川整備基本方針見直しの背景

国営中海土地改良事業の変更概要(水域関連分)

【変更前】



【変更後】



【計画高水見直しの主な要因】

- 本庄工区の干陸中止 → 中海の貯留能力の増大
- 中浦水門撤去 → せき上げの解消

中海湖岸堤暫定堤防高

- 中海湖岸堤の整備にあたっては、中海湖岸堤の未整備区間が多く存在することから、できるだけ早期に浸水被害を最小化するため、施工上手戻りとならない区切りで第1段階の整備とする暫定堤防高(H.P.+2.5m)を設け、事業進捗を図っている。
- 近年の高潮時における水位、風速等の実績を勘案すれば、最もうちあげ高の高くなる箇所においてもその水位は概ねH.P.+2.5mと推計され、高潮による水位上昇及び風による水面の傾きによる浸水被害は概ね解消される。

■ 暫定堤防断面の例

